

市民の皆様へ

1月13日に政府は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域として福岡県など7府県を追加しました。福岡県内では、昨年末から感染が急速に拡大し、本市においても、年明けから感染者の確認が相次いでいます。

今回の感染者の状況は、若い世代の方々の感染の増加とあわせて、感染経路の不明割合が高くなっています。このことは、「無症状の人」か「症状が現れる前の人」による感染拡大によるのではないかと考えられます。さらには、家庭内感染も増加するなど、新たな局面に入っています。このままの状況が続けば、医療提供体制が逼迫し、市民の皆様の生命を守ることができない恐れがあります。今、大切なことは、自分を大切にすることはもちろんですが、人を思いやることだと思っています。自分も感染者かもしれないとの自覚を持ち、大切な人を守るためにも、マスクの着用や手指の消毒の徹底、不要不急の外出の自粛など、感染拡大の防止対策をお願いします。

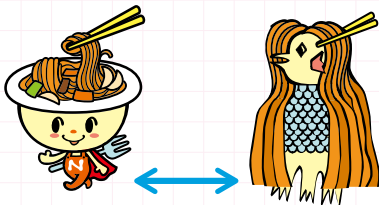
また、時間短縮営業を要請されている飲食店の皆様をはじめ、多くの事業者の皆様が大変厳しい状況にあるものと心配しています。本市といたしましても、県や商工会議所等と連携し、可能な限りの対応をしてまいります。市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

直方市長 大塚進弘

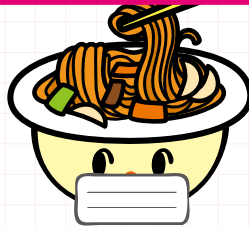
いま一度チェック! /

感染防止の"3"大基本

2メートル空けよう
(最低1メートル)



マスクを着用しよう



手洗いをしよう



誤った情報に惑わされないために

風評や噂など事実に基づかない誤った情報が出回っています。公的機関が発信する情報をもとに、冷静な対応・行動をとっていただくようお願いいたします。市では、市ホームページのほか、LINEやメールで最新の情報を発信しています。ぜひ、登録してください。

●直方市公式LINEもしくはメルマガに、下記QRコードから登録しましょう!

直方市公式
LINEアカウント

※LINEアプリで「直方市」を検索しても登録(友だち追加)できます。



メール配信システム
「つながるのおがた」

※「nogata@tsunagaru.mobi」への空メール送信でも登録できます。



●人権への配慮を

新型コロナウイルス感染症に感染された方やその家族、治療にあたる医療機関関係者に対する偏見、いじめは許されません。不確かな情報や事実と異なる情報に惑わされことなく、正しい情報に基づいて人権に配慮した適切な行動をお願いします。

発熱等があったら

この冬は、インフルエンザかコロナか判断できない場合があります。
以下の症状に1つでも当てはまるときは、相談・受診してください。

- 息苦しさ（呼吸困難） ●強いだるさ（倦怠感） ●高熱等
- 発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く
- （高齢者・基礎疾患がある人・妊娠中の人で）発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある

※個人差がありますので、強い症状と思う場合はすぐにご相談ください。解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様です。

まずは、電話相談を!!

かかりつけ医がいる

かかりつけ医に電話相談
**感染対策のため、
直接来院しないでください。**

かかりつけ医がない、もしくは時間外

- 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
(TEL 0948-21-4972) ※平日の午前8時30分～午後5時
- 夜間・休日の連絡先
(TEL 092-471-0264)

「感染したかも」「予防法が知りたい」と思ったときの相談窓口

- 県新型コロナウイルス感染症
一般相談窓口（24時間）
(TEL 092-643-3288)
(FAX 092-643-3697)

- 厚生労働省電話相談窓口
(TEL 0120-565653)

- 聴覚障がい等、
電話での相談が難しい人
(FAX 03-3595-2756)

事業者の皆さんへ

●新型コロナウイルス感染防止対策支援金（直方市）**延長!!**

市内の店舗または事業所において、新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む事業者に対して、その取り組みを支援します。この支援金は、県の「飲食店向け新型コロナウイルス感染対策助成金」「接待を伴う飲食店等向け新型コロナウイルス感染対策助成金」と併用可能です。

対象 市内で事業を営む中堅・中小法人（医療法人、農業法人、NPO法人等の会社以外の法人を含む）および個人事業者等であって、新型コロナウイルス感染拡大防止の業種別ガイドラインを遵守し、店舗または事業所に県の「感染防止宣言ステッカー」を掲示しているもの
※ただし、市の「高齢者施設等感染症予防対策費支援事業交付金」「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業交付金」「児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための体制維持補助金」の給付対象者は除く

給付額 1店舗(事業所)あたり5万円（複数店舗を有する事業者は最大10万円）

申請期限 3月1日（月）当日消印有効

詳しくは右記QRコード、または下記までお問い合わせください。

問い合わせ…申請サポートセンター（直方商工会議所）（TEL 0120-513-553）

